

## 法曹倫理国際コロキウムおよびシンポジウム

### 「弁護士人口の増加と職業倫理」

#### グローバル化時代における法曹倫理の課題と方法

森際 康友

主催者を代表して、ご挨拶申し上げます。本日は、ご多忙のところ、お集まり頂き、誠にありがとうございます。本コロキウムの開催趣旨について、ひとこと説明申し上げます。

たとえば、弁護士会を利益団体と規定してその公益保護権限を剥奪し、ABS (Alternative Business Structure 非弁護士による法律事務所所有) などによってアクセスを拡大するなど、イギリス(England & Wales)では、司法システムのユーザーを従来の制度では考えられない規模と方法で保護しようとする改革が進んでいます。司法制度の柱の一つをなす弁護士の組織や業務形態のこの間の急激な変化は、グローバル化に伴い、ヨーロッパ大陸における弁護士の在り方にも大きな変容を迫ろうとしています。

弁護士人口の増加・職域拡大時代を迎えた日本にとって、これはもはや対岸の火事と眺めておられるものではありません。海外ではどのような動きがあり、それは何を意味するのか。日本にも上陸するのか？むしろ、上陸はいつか？と問うべきなのではないでしょうか。

翻ってわが国を見渡せば、弁護士倫理に関しては、現在、日本弁護士連合会において弁護士職務基本規程の解説が見直されています。また、弁護士人口のこの間の増加が弁護士の業務形態に与えつつある影響とこの規程の想定との乖離が広く意識されつつあります。具体的には、弁護士の伝統的な職務領域における事件数の広告や報酬に関する考え方の展開、他方で、就職をめぐる多様な問題に見受けられる職域拡大への圧力、これらに対して制度的・職業倫理的解決の必要が明らかになりつつあります。

また、司法制度改革に基づく新たな法曹養成制度が、「弁護士人口の急激な増加」を理由に改革を支えるべき専門職の間で批判の対象となっております。そのような状況にあって、人口増加に伴うさまざまな変動を確認・予測し、法

曹倫理上、どのような対応が課題となるのかを相互確認することが大切だと思います。

この問題状況は欧米ではすでに進行しており、中国では法曹制度の整備と並行して急速に現実化しております。よって、グローバルな視野でこれらの問題群の考察を行うべきだと考えます。弁護士倫理について、すでに人口増加時代に対応している米国や欧州、司法制度・法曹養成制度整備の過程でこの問題と取り組まざるを得ない中国などの状況を参照しつつ、この問題群を同定し、少なくとも論定整理をしたいと思い、この催しを企画しました。

そのために、この問題に詳しい専門家を招き、最新の情報をもとに、お集まり頂いた方々とともに、弁護士像とその倫理について国際的視野で議論したいと思えます。本日3月10日(土)はコロキウムを開き、呼びかけに応じてくださった方々で、国際比較を行いつつわが国の法曹にとって喫緊の制度及び倫理問題を集中討議します。引き続き、明日3月11日(日)には、公開の国際シンポジウムを開催し、中国、欧米の現状を踏まえ、わが国における法曹人口増加に対する制度的職業倫理的対応について議論いたします。

本予稿集には、各報告(ないしそのレジュメ)といくつかのディスカサントによるレジュメ、そして日本語以外の言語で書かれたものについてはその邦訳(参考訳を含む)の他、資料として、状況の理解を助けるいくつかの文献を添えております。弁護士職務基本規程や「コアカリ」と呼ばれている、法科大学院の共通的到達モデル(法曹倫理)といったものの意義は自明だと思います。ここでは、法曹倫理にとって法哲学がもつ意義を述べるべく、手前味噌ですが、拙稿「花より秤<sup>⑩</sup>・完 <法による正義>の規範理論を日本でも」を添えた理由を述べたいと思えます。

「わが国ではこのような動きにどのように対応すべきか」との問いに十全に答えるためには、自由で民主的な国家秩序における司法の役割、そこでの法曹の使命とそのミッション遂行に求められる倫理的資質はいかなるものであるかを知っていなければなりません。また、わが国固有の歴史や文化が、法曹の使命の遂行にとってどのような問題を投げかけているのか、も承知していなければなりません。これらの根本的・背景的問題を考えるためには、法哲学、法社会学といった基礎法学の成果は裨益するところ大だと信じます。その一例として、拙稿を含める次第です。

これらの資料を活用して、本日のテーマを掘り下げ、今後とも共に考え、行動していければ、と存じます。どうぞよろしく願いいたします。

2012年3月10日